目指せ！まちのセーフティステーション

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
セーフティステーション活動推進委員会

ＳＳ活動通信　10月号

年間計画	4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	1月	SS活動の再確認
	5月	防犯対策・万引き防止	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・特殊詐欺防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

確認しましょう！「証明書」
お酒・たばこは二十歳（はたち）から

行動のポイント

２０歳未満の人に「この店では買える」と思われないことが重要！

人の集まる機会が増え、２０歳未満者の飲酒や喫煙への誘惑が増える時期です。
容姿だけでは年齢の判断が難しいため、証明書による年齢確認が重要です。

◆「年齢確認」教育の徹底

３０歳位と思われるお客さままで、証明書による「年齢確認」を徹底しましょう。
２０歳以上の年齢と確認が出来ない場合は、販売をお断りしましょう。
確認時に身の危険を感じた時は、抵抗せず、速やかに１１０番通報しましょう。

＜年齢確認が出来る証明書＞　ＪＦＡ統一ガイドライン　　**※いずれも原本のみ（コピー・写真は不可）**

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー) ◆マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード（個人番号カード取得まで有効）等

※写真なし証明書を提示された場合は、写真付き証明書の提示を求めることができる。
※上記証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付の写真で本人確認ができれば販売できます。
※2005年（平成17年）生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【*SS Topics*】酒類販売管理者「標識」の再徹底

●酒類販売管理者「標識」の掲示徹底

酒類小売事業者は、酒類の小売販売場ごとに公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲げなければいけません。

（1）異動等で酒類販売管理者が変更になった場合や、酒類販売管理研修受講のたびに標識の変更が必要となります。

（2）前回の受講から３年が経過をしていないか、標識の受講日を確認して下さい。また受講期限が過ぎている場合は、早急に再受講研修を受講して下さい。

《標識記載例》

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	コンビニエンスJFA店 東京都港区虎ノ門3-6-2
酒類販売管理者の氏名	酒類（シュルイ） 売太郎（ウリタロウ）
酒類販売管理研修受講年月日	2020年10月1日
次回研修の受講期限	2023年9月30日
研修実施団体名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

←確認したらサインしましょう

発行：2025年9月

ＳＳ広場